



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県災害ボランティアコーディネーター養成事業業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成16年10月29日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年間に、国、地方公共団体、公益法人等が行う災害ボランティアコーディネーターを養成する業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

電話 026(235)7184

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年5月31日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県危機管理室危機管理・消防防災課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月1日 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

危機管理・消防防災課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等

「県議会議案」以下3点の印刷物製造の請負

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

契約の日から平成17年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

1ページ当たりの製造単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格

(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県総務部管財課
 電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)
 ア 日時 平成16年5月31日 午後5時
 イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
 (県庁専用郵便番号 380-8570)
 長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月1日 午後3時
 イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

平成16年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり行います。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 試験日時

平成16年10月24日(日) 午前10時から正午まで

2 試験会場

次のうち、受験者が希望する試験地の中から試験会場を指定し

ます。ただし、法定資格取得者のうち保健医療サービスの知識等の基礎以外の出題分野が解答免除となる者及び法定資格取得者以外の者は、松本市を希望することはできません。

試験地	試験会場
長野市	長野吉田高等学校
豊科町	豊科高等学校
松本市	看護総合センターながの
上田市	長野大学
伊那市	伊那北高等学校

3 受験資格

勤務地が県内にある者(勤務していない場合は、住所が県内にある者)で、介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号)第1条第1項の要件に該当する者(業務従事期間については、平成16年10月23日までに該当することとなる者を含む。)であること。

4 試験の方法等

(1) 試験の方法

五肢複択方式及び五肢択一方式による筆記試験とします(60問、2時間)。

(2) 試験問題の出題範囲及び出題数

ア 介護支援分野(25問)

(7) 介護保険制度に関する基礎的知識

(4) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

(7) 居宅・施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

イ 保健医療福祉サービス分野(35問)

(7) 保健医療サービスに関する基礎的知識及び技能

(4) 福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(3) 法定資格取得者の一部解答免除

法定資格取得者については、次のとおり一部解答を免除します。

試験時間は、2時間から免除された問題1問につき2分を差し引いた時間とします。

区分	出題分野等 試験問題数	介護支援分野 試験問題数	保健医療福祉サービス分野		
			保健医療サービスの知識等 基礎(15問)	総合(5問)	福祉サービスの知識等 (15問)
ア 医師又は歯科医師	40問	受験	免除	免除	受験
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師又は栄養士(管理栄養士を含む。)	45問	受験	免除	受験	受験
ウ 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士	45問	受験	受験	受験	免除

(注) ア、イ又はウの区分を超えて複数の法定資格を取得している者は、該当する区分の双方の免除対象となります。

5 身体障害者等に対する受験特別措置

身体に障害等がある受験者には、本人の申出により、解答方法、試験時間等の特別措置を行いますので、該当する場合には身体障害者等受験特別措置申請書等を提出してください。

6 受験手続

(1) 申込方法

次の書類を郵送（簡易書留等確実な方法によること。）により、長野県社会部高齢福祉課に提出してください。

ア 必須提出書類

(7) 受験申込書（所定の用紙によります。）

(4) 実務経験証明書（所定の用紙によります。）

受験申込時点で必要従事期間を満たさない者は、実務経験見込証明書を提出してください。この場合は、平成16年11月2日（火）までに実務経験証明書を提出してください。

前年度（平成15年度）の長野県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書に受験資格を満たすことの証明となる実務経験証明書を添付して受理された者は、実務経験証明書の提出を省略することができます。

(9) 在職証明書又は住民票の写し

受験申込書を提出する時点において、受験資格となる業務に従事している者は在職証明書（所定の用紙によります。）を、無職又は受験資格となる業務に従事していない者は住民票の写しを提出してください。

イ 受験資格によって提出が必要となる書類

(7) 法定資格取得者の場合

法定資格の取得が証明できる書類（免許等）の写し

(4) 社会福祉主事任用資格等を有することを要件とする者の場合

社会福祉主事任用資格を有することを証明する書類、訪問介護員養成研修2級課程（これに相当する研修を含む。）修了証書等の写し、社会福祉施設長資格認定講習会（これに相当する研修を含む。）の修了証書等の写し

(9) ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務に従事している者の場合

当該団体の概要（市町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨を証明する書類及び当該団体の概要）

(1) 国が定めるサービス指針（ガイドライン）を満たす民間事業者において相談援助業務に従事している者の場合

確認証明書（所定の用紙によります。）

ウ その他の事由により提出が必要となる書類

(7) 実務経験証明書の証明を行う者と受験申込者が同一の場合

開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の書類の写し

(4) 個人契約で、個人の家庭において介護業務に従事した家政婦の場合

契約書及び業務日誌の写し

(9) (7)以外で証明を行う者と受験申込者が同一の場合

証明内容を客観的に証明できる書類

(1) 受験申込書の氏名と免許等の氏名が異なる者の場合

戸籍抄本

(2) 試験手数料

試験手数料（6,500円）は、長野県収入証紙により（受験申込書にはって、消印しないこと。）納付してください。

(3) 受付期間

平成16年7月23日（金）から8月6日（金）まで（平成16年8月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。）

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、受験票を交付します。

8 合格発表

試験の合否については、直接本人に通知します。

9 試験結果の開示について

試験結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

なお、口頭により開示を請求する場合は、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人が開示を行う場所に直接来所してください。

(1) 開示請求することができる試験結果

正答割合

(2) 開示する期間

試験合否通知日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県社会部高齢福祉課（県庁4階）

(4) 必要書類

運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等本人であることを証明できる書類を持参してください。

10 介護支援専門員実務研修について

試験の合格者には、県が行う介護支援専門員実務研修の日程等詳細について通知します。

11 その他

(1) 試験の詳細については、「受験案内」を参照してください。

(2) 受験案内、受験申込書等は、長野県社会部高齢福祉課、長野県の地方事務所及び長野県内の保健所で配布します（郵送により配布を希望する場合は、封筒の表面に「介護支援専門員実務研修受講試験受験案内請求」と朱書きし、240円切手をはったあて先明記の角形2号の返信用封筒を同封のうえ、長野県社会部高齢福祉課（県庁専用郵便番号：380-8570）に請求してください。）。)

(3) この試験に関する問い合わせは、長野県社会部高齢福祉課（電話：026-235-7121）に行ってください。

高齢福祉課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年4月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 人権NPOゆめ工房

3 代表者の氏名

清水 千年

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡望月町大字協和13番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、望月町および周辺住民を対象に人権侵害の被害者相談ならびに救済・支援事業・人権啓発事業・就職困難者等の自立就労支援事業・学校外で育つ子どもたちへの居場所の提供事業・福祉介護事業・国際協力事業・まちづくり事業・情報化普及事業などを通し、国連の提唱する「人権の21世紀」の実現に向けて、すべての人の自己実現を図ることによって心豊かな愛あふれる人権尊重の町づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年4月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 南信州健康管理士会

3 代表者の氏名

山崎 公久

4 主たる事務所の所在地

岡谷市南宮二丁目6番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、個人の健康、家族の健康、地域社会の健康を認識し、健康であることの意義を学び、予防医学の見地に立脚して医師とは異なる観点から、病気を未然に防ぐという一次予防による正しい健康づくりの指導的役割を果たし、もって地域住民の健康な生活の維持・増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年4月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いいだ自然エネルギーネット山法師

3 代表者の氏名

中島 武津雄

4 主たる事務所の所在地

飯田市下久堅下虎岩2235番地

5 定款に記載された目的

この法人は、自然エネルギー利用の推進と体験交流事業等を通じた農山村の活性化を図ることにより、飯田下伊那における循環型社会の形成及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 信州ソフトウェア協会

3 代表者の氏名

濱 昇

4 主たる事務所の所在地

塩尻市広丘吉田1154番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、IT（情報処理技術）を学習しようとする人に対し、教育支援を行う。またITの利用を目指す人に対し、技術支援を行うことにより、地域社会へのIT普及を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年4月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふきのとう

3 代表者の氏名

松山 玉江

4 主たる事務所の所在地

大町市大字大町1277番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者が自立した社会の実現のための支援事業を行う。また幼児から高齢者に至る世代を超えた交流の場

を提供し、全世代が共に暮らしやすい社会構築に関する事業を行い、相互扶助社会の実現に寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年5月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長谷村の陽だまり
- 3 代表者の氏名
竹内 修
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡長谷村大字溝口1003番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護にならないための予防活動と、家庭的な介護が受けられるための事業を行い、地域社会の保健、福祉の増進に寄与するとともに、地域づくりの推進を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年5月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 白馬里山体験学校
- 3 代表者の氏名
渡辺 俊夫
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城21852番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子供から大人までの広く一般に対して、白馬村を拠点にして山村集落の長い歴史の中で培われてきた「里山文化」とも言うべき循環型社会を形成する再生可能な資源を活用する多くの知恵や知識を再認識し、またそれを体験しながら自然との共生の学習に関する事業を行い、この活動を通して里山の保全是元より持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成16年5月13日、立科土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

南佐久郡小海町による杉尾地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年5月20日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年5月21日から6月17日まで
- 3 縦覧の場所
南佐久郡小海町役場

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画土地区画整理事業 茅野駅西口土地区画整理事業
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年5月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画道路 8・5・3号 弥生通線
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

公告

長野市安茂里犀裾土地改良区の役員について、次のよう
に就退任の届出がありました。

平成16年 5月20日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

理事

新任

氏名	住所
北島 勘治郎	長野市大字安茂里1281番地
小林 栄	長野市大字安茂里3660番地

重任

氏名	住所
西澤 清夫	長野市伊勢宮一丁目40番7号
藤原 栄治	長野市大字平柴1349番地
青木 茂	長野市大字安茂里986番地1
塚田 佳道	長野市大字安茂里1418番地

退任

氏名	住所
早川 清雄	長野市大字安茂里1298番地
美谷島 武次	長野市大字安茂里3815番地2

監事

新任

氏名	住所
竹内 武雄	長野市大字安茂里1750番地2
大井 富夫	長野市大字安茂里3644番地

重任

氏名	住所
松本 盛雄	長野市大字安茂里952番地2
青沼 美和	長野市宮沖222番地

退任

氏名	住所
北島 勘治郎	長野市大字安茂里1281番地
小林 栄	長野市大字安茂里3660番地

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 5月20日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恭 良

- 1(1) 許可番号 平成16年 4月1日
長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-23号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市大字岩村田字諏訪宮1129-1、1129-3、字外西浦
1150-1、1151-1、字円正坊1267-1、1267-6、1267-9、
1268-1、1269-1、1271-1、1271-3、1271-4、1272-
1、4598-1、字内西浦4589-1の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南佐久郡臼田町大字臼田80
株式会社堀内組 代表取締役 堀内 幹夫
- 2(1) 許可番号 平成15年11月4日

長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-19号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡御代田町大字御代田字山ノ神2541-3の内、2541-
5の内、2547-6の内、2548-11
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市大字新子田1973-2
有限会社新栄開発 代表取締役 工藤 弘次

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 5月20日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

- 1(1) 許可番号 平成16年 3月30日
長野県松本地方事務所指令15松地建第22-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字西桔梗ヶ原2220-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出616-イ1 藤森 幸治
- 2(1) 許可番号 平成16年 4月19日
長野県指令15建第1-27号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字宗賀字床尾1918-9
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘吉田547-2 ハイッサンフラワー201
南 栄 二
塩尻市大字宗賀3011 山崎 志 織

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 5月20日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

- 1 許可番号 平成16年 3月26日
長野県長野地方事務所指令15長地建第19-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
埴科郡坂城町大字南条字北鯉ノ川1819-3、1825、1826、1831-
2、字舞台1978-2、1980、1981-1、1982、1983、1989、1990、
1991、1992-1、1994-2、1995、1996、1997、1998、字大木久
保2003-1、2003-3、2004、2006、2007、2008、2009、2011-
3、2012、2013、2014、2015、2016、2017、2018、2019、2020、
2012、2022、2023、2024、2025、2026、2028、2029、2030、2031-
2、2033-1、2034-1、字保地2406-11、2410-6、2415、
2416-2、2416-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町土地開発公社 理事長 中 沢 一

建築管理課

名称	長野県公営企業管理者 古林 弘 充	所在地	指定年月日
コーワ設備	長野市大字富竹470番地 2		平成16年 5 月14日
有限会社大地	千曲市大字小船山387番地 1		平成16年 5 月14日

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成16年 5 月20日

水道課

公告

平成16年度長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）を次のとおり行います。

平成16年 5 月20日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

1 試験の対象となる職

長野県の諸機関に勤務する主事の職

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	若干名	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等

3 受験資格

(1) 年齢等

ア 昭和44年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者

イ 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
教養試験	大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記試験
専門試験	大学卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての選択解答制による択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は、出題数50題のうち20題を必須解答とし、残り30題から20題を選択して解答する方式で、解答数は合わせて40題です。

3 専門試験は、出題数50題のうち40題を選択して解答する方式です。

4 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
教養試験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は平均正答率。
専門試験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない場合は平均正答率。
合計	800点	

ウ 日時及び場所

(7) 日 時 平成16年6月27日(日) 午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	篠ノ井高等学校
	更級農業高等学校(予備会場)
松本市	松本蟻ヶ崎高等学校
	松本美須々ヶ丘高等学校(予備会場)

エ 第1次試験合格者の発表

平成16年7月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	内 容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接(2回)及び集団討論(1回)による試験
性格検査	性格についての検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合 格 基 準
論文試験	1000点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
合計	1000点	

ウ 日時及び場所

平成16年7月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、最終合格者を決定し、平成16年8月上旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を採用候補者名簿に登載し、任命権者(長野県知事等)からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用面接の結果等に基づき採用者を決定します。したがって、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。

(2) 採用は、原則として平成17年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

現行の初任給の月額は、16万8,530円です。この初任給の月額は平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置(減額

率5パーセント)後の額です。また、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県人事委員会事務局

長野県東京事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「上級請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局(〒380-8570:県庁専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

ウ インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり(インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり)、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成16年5月21日(金)から6月4日(金)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(土曜日及び日曜日は閉庁日です。)

なお、郵送による申込みは、6月4日までの消印のあるものだけに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

6月14日(木)に発送する予定です。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

	口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	受験者全員
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4234・4235)に問い合わせてください。

(別表)

教養試験及び専門試験の出題分野

試験の方法	出 題 分 野
教 養 試 験	社会科学 人文科学 自然科学 文章理解(英語を含む。) 判断推理 数的処理 資料解釈
専 門 試 験	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済原論 経済政策(経済事情を含む。) 経済史(経済学説史を含む。) 財政学 社会政策 国際関係